

三原市農業委員会第3回定例総会議事録

1. 開会日時・場所

日時 令和8年3月25日(水) 午後2時00分

場所 三原市役所3階 会議室301・会議室302

2. 委員の出席状況

出席委員 農業委員17名 議席番号・氏名 次のとおり

1番	新庄 實雄	2番	花山 哲男	3番	久留本 忠美
4番	林 壽彦	5番	竹廣 愛	6番	信藤 延夫
7番	平木 時治	8番	武郷 勝巳	9番	生駒 健人
10番	山本 明雄	11番	山口 郁恵	12番	阪井 瑞枝
16番	—	17番	佐々木 豊彦	15番	山口 龍子
19番	兼光 一美	18番	井長 哲		

欠席委員

16番 河村 博

3. 議事録署名人

8番 武郷 勝巳 18番 井長 哲

4. 議事説明員・職・氏名

事務局長 岡 泰彦 係長 山崎 雅樹 主任 長里 奉慶 主任 関友 健介
農林水産課 主査 茂見 鉄平

5. 審議事項

第14号議案	農地法第3条の規定による許可申請について
第15号議案	農地法転用許可後の事業計画変更承認申請について
第16号議案	農地法第5条の規定による許可申請について
第17号議案	非農地証明申請について
第18号議案	農用地利用集積等促進計画案について

6. 報告協議事項

1. 農地法関係諸証明事務等について
2. その他

7. 議事の内容

開会 午後2時00分

—議長開会挨拶—

議長 本日の出席委員は17名中、16名で定足数に達しておりますので、第3回総会は成立しております。なお、16番 河村委員から欠席する旨、通告がありましたので報告いたします。
会議規則第16条の規定により、議長において議事録署名者に、8番武郷委員、18番 井長委員を指名します。

議長 それでは、これより申請に基づく議題に入りますが、議事進行上、発言をされる委員は挙手のうえ、議席番号、氏名、議案件数を告げ、議長の許可を受けて発言をお願いします。
議事日程は、日程第1を第14号議案とし、逐次、議案番号の順序によるものとしますが、先ほど、事務局から提案のありましたように、日程第5第18号議案を先に審議します。
議案書をご覧ください。

議長 日程第5 第18号議案を上程します。
農用地利用集積等促進計画案について、三原市長からの諮問です。

第 18 号議案に係る、資料 18 の第 1 番から第 194 番について審議します。

本議案は、「農業委員会等に関する法律」第 31 条第 1 項の「議事参与の制限」の規定により 3 回に分けて審議しますが、最初に全体計画の説明を受けた後、個別の案件について審議します。

担当者の説明を求めます。

事務局

それでは議案書 9 ページをご覧ください。第 18 号議案農用地利用集積等促進計画案について説明します。

この農用地利用集積等促進計画案につきましては、農地中間管理機構を通した利用権設定をおこなうため、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により農業委員会の意見を求めるものです。

今回、農地中間管理機構を通して利用権を設定する農用地は、議案書中段の地域別面積集計とおりで、全体で合計 194 筆、面積 255,522.46 m²が提出されています。

全体説明は以上です。

議 長

これからは、個別に審議します。

はじめに、資料 18 の第 8 番を審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

議 長

担当者の説明を求めます。

事務局

資料 18 の 1 ページをご覧ください。

第 8 番は、沼田東町納所〇〇 1,847 m²について、農事組合法人〇〇を借り手として農用地利用集積等促進計画案を作成するものです。

第 8 番の説明は以上です。

議 長

担当者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長

質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。

本案を原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手願います。

議 長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認決定されました。

〇〇番委員は、入室してください。

・・・委員入室・・・

議 長

続いて、資料 18 の第 18 番から第 24 番を審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。

・・・委員退席・・・

議 長

担当者の説明を求めます。

事務局

資料 18 の 1 ページをご覧ください。

第 18 番から第 24 番は、沼田西町惣定〇〇 ほか 6 筆 面積 4,029.87 m²について、農事組合法人〇〇を借り手として農用地利用集積等促進計画案を作成するものです。

第 18 番から第 24 番についての説明は以上です。

議 長

担当者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
本案を原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認決定されました。
〇〇番委員は、入室してください。

・ ・ ・ 委員入室 ・ ・ ・

議 長 続いて、先ほど審議した「議事参与の制限」の案件を除く、残りの案件について審議します。
担当者の説明を求めます。

事務局 先ほど審議した案件を除く、第 1 番から第 194 番について説明します。
三原地域から小坂町〇〇 ほか 20 筆 面積 28,815 m²
本郷地域から本郷町船木〇〇 ほか 24 筆 面積 32,988 m²
久井地域から久井町吉田〇〇 ほか 57 筆 面積 88,444 m²
大和地域から大和町上徳良〇〇 ほか 81 筆 面積 99,398.59 m²
合計 186 筆 249,645.59 m²について農用地利用集積等促進計画案を作成するものです。
農地の貸手、借手、設定する利用権の内容については、資料 18 に記載の通りです。
以上で農用地利用集積等促進計画の案について説明を終わります。

議 長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・ ・ ・ 「質疑なし」の声あり ・ ・ ・

議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
本案を原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、第 18 号議案は全て原案のとおり承認されました。

議 長 ここで、農林水産課の職員は説明が終わりましたので、退席します。お疲れ様でした。

議 長 次に、日程第 1 第 14 号議案を上程します。農地法第 3 条の規定による許可申請について、
第 22 件から第 31 件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 1 ページをご覧ください。
第 14 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について説明します。
第 22 件は、〇〇から須波西 1 丁目の〇〇が、須波西 2 丁目〇〇 地目：畑 59 m²について、
居住地から近く、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。
第 23 件は、〇〇から明神 3 丁目の〇〇が、沼田東町七宝〇〇外 1 筆 地目：田 合計 2,250
m²について、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。
第 24 件は、〇〇から沼田東町の〇〇が、沼田東町本市〇〇 地目：田 1,778 m²について、
農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。
第 25 件は、〇〇から愛媛県の〇〇が、沼田東町納所〇〇 地目：畑 234 m²について、隣
接地の住宅に移住予定であり、合わせて農地を譲り受けて新規就農するものです。
第 26 件は、〇〇から沼田西町の〇〇が、沼田西町惣定〇〇 地目：田 965 m²について、
経営地から近く便利なため、相手方の要望を受けて譲り受け、耕作管理するものです。
第 27 件は、〇〇から沼田西町の〇〇が、沼田西町惣定〇〇外 7 筆 地目：田 合計 6,682
m²について、居住地から近く、近隣に経営地もあるため、譲り受けて耕作管理するものです。
第 28 件は、〇〇から東京都の〇〇が、高坂町真良〇〇 地目：畑 304 m²について、実家
に隣接しており、親族とともに耕作管理するため、相手方の要望を受けて譲り受けるもの
です。
第 29 件及び第 30 件は、譲受人が同一の案件のため、合わせて説明します。
譲受人は、本郷町の〇〇で、

第 29 件は、〇〇から、本郷町善入寺〇〇外 6 筆 地目：田 3 筆、畑 4 筆 合計 6,988.00 m² について、

第 30 件は、〇〇から、本郷町善入寺〇〇外 1 筆 地目：田 合計 2,241 m²について、近隣に経営地があり、耕作に便利なことから、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。

第 31 件は、〇〇から本郷町の〇〇が、本郷町南方〇〇外 6 筆 地目：田 合計 4,363 m²について、現在も耕作しており、相手方の要望により譲り受け、引き続き耕作するものです。

以上、申請案件は全て農地法第 3 条の許可要件を満たしています。

農地法第 3 条の規定による許可申請についての説明は以上です

議 長

事務局の説明が終わりました。

委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明があれば、挙手の上、発言してください。

・・・挙手なし・・・

議 長

補足意見がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長

ないようなので、これより、採決に入ります。

本案を原案のとおり許可決定することに、賛成の方は挙手願います。

議 長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長

次に、日程第 2 第 15 号議案を上程します。

転用許可後の事業計画変更承認申請について、第 5 件を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 4 ページをお開きください。第 15 号議案 転用許可後の事業計画変更承認申請について説明します。

第 5 件は、本郷町本郷〇〇(東本通土地区画整理事業区域内〇〇街区〇〇-〇〇)について、当初、株式会社〇〇が、令和 8 年 1 月 23 日付で建売住宅として農地法第 5 条許可を受けた土地を、この度、〇〇、〇〇が購入することとなりましたが、土地区画整理事業施工中により、地目変更が行えないため、事業計画を変更し、改めて農地転用許可申請を行うものです。

事業計画変更後の農地転用については、この後、第 16 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請第 24 件においてご審議いただきます。

転用許可後の事業計画変更承認申請についての説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長

質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。

本案を原案のとおり承認決定することに、賛成の方は挙手願います。

議 長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認決定をすることに決しました。

議 長

次に、日程第 3 第 16 号議案を上程します。

農地法第 5 条の規定による許可申請について、第 13 件から第 28 件を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 8 ページをお開きください。

説明に先立ちまして、申請の取下がりますので説明します。

第 16 件、第 22 件及び第 23 件について、申請者から、「建設計画変更」のため、当該申請を

取り下げるとの申出がありました。なお、本日配布している「農地法関係諸証明事務等について」の5ページにその旨を掲載しております。

つきましては、議案から削除をお願いします。

議案書5ページから7ページをご覧ください。第16号議案 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

第13件は、〇〇から、〇〇が、中之町9丁目〇〇 地目：田 118㎡について、第14件は、〇〇から、〇〇が、中之町9丁目〇〇 地目：田 407㎡について、いずれも所有権の移転を受け、庭敷に転用するものです。

なお、各案件は、転用の許可を得ることなく、庭敷に転用していることから、始末書を求め、提出されています。

第15件は、〇〇から、〇〇が、小泉町〇〇 地目：畑 330㎡について、所有権の移転を受け、宅地に転用するもので、内容は、住宅1棟、駐車場4区画です。

第17件、第18件及び第21件は同一案件のため併せて説明します。

譲受人は〇〇株式会社で、所有権の移転を受け、ヘリコプター格納庫等に転用するもので、第17件は、譲渡人〇〇、鷺浦町向田野浦〇〇 地目：畑 459㎡、第18件は、譲渡人〇〇、鷺浦町向田野浦〇〇 地目：畑 199㎡、第21件は、譲渡人〇〇、鷺浦町向田野浦〇〇 地目：畑 2,412㎡ 合計3,070㎡に、併用地の非農地通知済みの畑1筆583㎡を含め、ヘリコプター格納庫2棟、駐車場48区画を設置するものです。

第19件は、〇〇から、〇〇株式会社が、鷺浦町向田野浦〇〇 地目：畑 1,018㎡について、所有権の移転を受け、駐車場に転用するもので、内容は、駐車場15区画です。

第20件は、〇〇から、〇〇株式会社が、鷺浦町向田野浦〇〇 地目：畑 350㎡について、所有権の移転を受け、倉庫に転用するもので、内容は、倉庫4棟です。

第24件は、先ほど第15号議案の第5件において事業計画変更をご審議いただいた件で、株式会社〇〇から、〇〇、〇〇が、本郷町本郷〇〇 地目：田 276㎡(東本通土地区画整理事業区域内〇〇街区〇〇-〇〇 190.42㎡)について、所有権の移転を受け、宅地に転用するもので、内容は、住宅1棟、駐車場4区画です。

第25件は、〇〇から、株式会社〇〇が、本郷町本郷〇〇 地目：田 1,185㎡、(東本通土地区画整理事業区域内仮換地〇〇街区〇〇 782.99㎡)について、所有権の移転を受け、分譲宅地、進入路に転用するもので、内容は、宅地4区画、進入路です。

第26件は、〇〇から、株式会社〇〇が、本郷町船木〇〇 地目：田 2,063㎡について、所有権の移転を受け、太陽光発電事業に転用するもので、内容は、太陽光パネル168枚、6棟、発電量49.5kW規模です。

第27件、第28件は同一案件のため併せて説明します。

譲受人は株式会社〇〇で、所有権の移転を受け、駐車場等に転用するもので、第27件は、譲渡人〇〇、本郷町南方〇〇ほか4筆 地目：田 合計2,032㎡、第28件は、譲渡人〇〇、本郷町南方〇〇ほか1筆 地目：田 合計551㎡、合計2,583㎡に、併用地の宅地2筆258.56㎡を含め、駐車場63区画、進入路、転回スペースを建設するものです。

最後に、各件の農地区分と許可基準についてお示しいたします。

農地区分については、第13件、第14件及び第26件から第28件が第2種農地で、その他の案件は第3種農地です。

許可基準については、第13件、第14件及び第26件から第28件は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、農地法第5条第2項第2号「申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

その他の案件は、農地法第5条第2項第1号ロ(1)「市街地の区域又は市街化の傾向が著しい区域内にある農地は許可する」に該当します。

なお、農振区分が「農振農用」の第15件は、前回第1回定例総会で「農振農用地区域からの除外は妥当」と可決されており、令和8年3月中旬に除外見込みです。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明があれば、挙手の上、発言してください。

・・・挙手なし・・・

議 長

補足意見がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

- 18 番 第 17 件から第 21 件について、譲受人である〇〇株式会社の会社概要と業務内容について教えてください。
- 事務局 許可申請書の添付書類として提出されている〇〇株式会社の定款に記載の内容をお伝えします。法人の事業目的として、旅行業法に基づく旅行業及び旅行業者代理業、住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業、住宅宿泊管理業及び住宅宿泊仲介業の経営、旅館業法に基づく旅館、ホテル、簡易宿所の経営など記載されています。
- 議 長 他に質疑はありませんか。
- ・・・「質疑なし」の声あり・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
第 16 件、第 22 件、第 23 件を除く本案を、原案のとおり許可決定することに、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。
可決された議案のうち、転用面積が 30 アールを超える第 17 件、第 18 件、第 21 件については、農地法第 5 条第 3 項の規定により、広島県農業会議へ意見聴取し、「許可されることに異議ありません」の回答を得た場合には、許可書を交付することに異議ありませんか。
- ・・・「異議なし」の声あり・・・
- 議 長 異議がありませんので、そのように許可事務を進めます。
- 議 長 次に、日程第 4 第 17 号議案を上程します。
非農地証明申請について、第 8 件から第 10 件を審議します。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書 8 ページをご覧ください。第 17 号議案 非農地証明申請について説明します。
第 8 件は、〇〇から、沼田東町釜山〇〇外 5 筆 地目：田 3 筆、畑 3 筆 合計 1,256 ㎡について、平成 18 年頃から耕作放棄し、現況：山林として、申請されています。
第 9 件は、〇〇から、久井町泉〇〇 地目：田 298 ㎡について昭和 56 年頃から耕作放棄し、現況：原野として、申請されています。
第 10 件は、〇〇から、大和町大草〇〇 地目：畑 345 ㎡について、昭和 52 年に自治会集会所を建築して以降、宅地として利用しており、現況：宅地として、申請されています。
申請地の農地区分は、全て第 2 種農地です。
非農地証明申請についての説明は以上です。
- 議 長 事務局の説明が終わりました。
委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明があれば、挙手の上、発言してください。
- ・・・挙手無し・・・
- 議 長 補足意見がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
- ・・・「質疑なし」の声あり・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
本案を原案のとおり承認決定することに、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認決定することに決しました。
- 議 長 以上、「審議事項」を終了し、続いて「報告協議事項」に入ります。

事務局の説明を求めます。

事務局

- 1 農地法関係諸証明事務等について
 - 農地法第3条の3第1項(権利取得の届出) 9件
 - 農地法第5条の規定による農地転用届出受理 5件
 - 農地改良届出受理 2件
 - 取下願 3件
 - 登記官等からの農地転用事実等に関する照会 1件
- 2 その他
 - 令和8年度最適化活動の目標設定等
 - 今後の日程
 - 令和8年第4回定例総会 4月24日(金) 14時

議長

その他、何かありませんか。
無いようなので、これをもちまして総会を終了します。
ご苦労さまでした。

閉会 午後2時48分

令和8年4月24日

議長(会長)

議事録署名者

同 上